

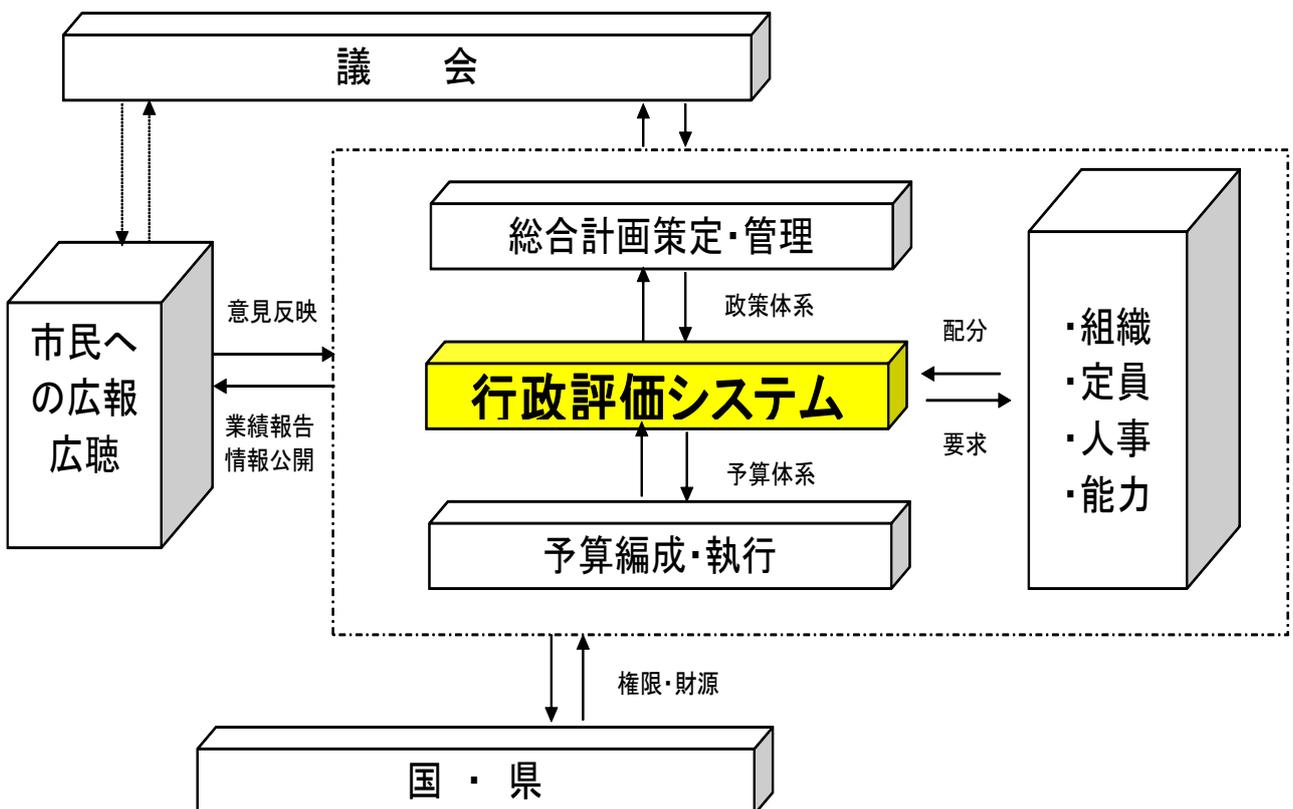
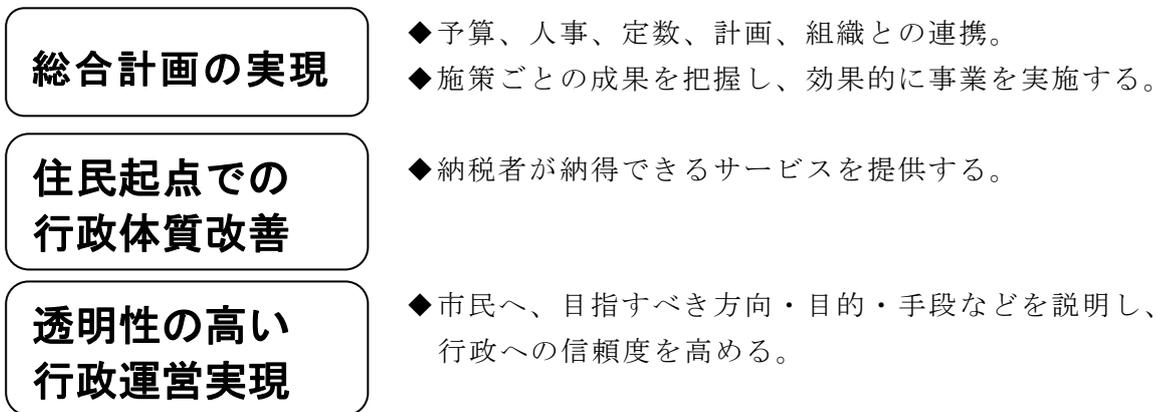
企画調整部

1 行政評価システム 7-1

(1) 目的

市役所は、市民満足度の向上を目指し、様々なサービスを行っている。そのため、市民がどの程度現状のサービスに満足しているかを認識することが必要である。また、経営資源（人・物・金・時間）も含めて結果を振り返り、施策や事業の改善や市民満足度の向上を図るための戦略立案を行う仕組みの確立も重要となる。

「総合計画の実現」、「住民起点で行政体質改善」、「透明性の高い行政運営の実現」を達成するための戦略立案の具体的な手法として、行政評価を導入している。



(2) 概要

行政評価システムは、市役所が戦略的に人・物・金・時間といった資源を用いて施策や事業を実施した結果、効果的に目的を達成しているかを市民と共に評価して、現状と問題点を把握し、今後の施策や事務事業を考えていくための手段である。

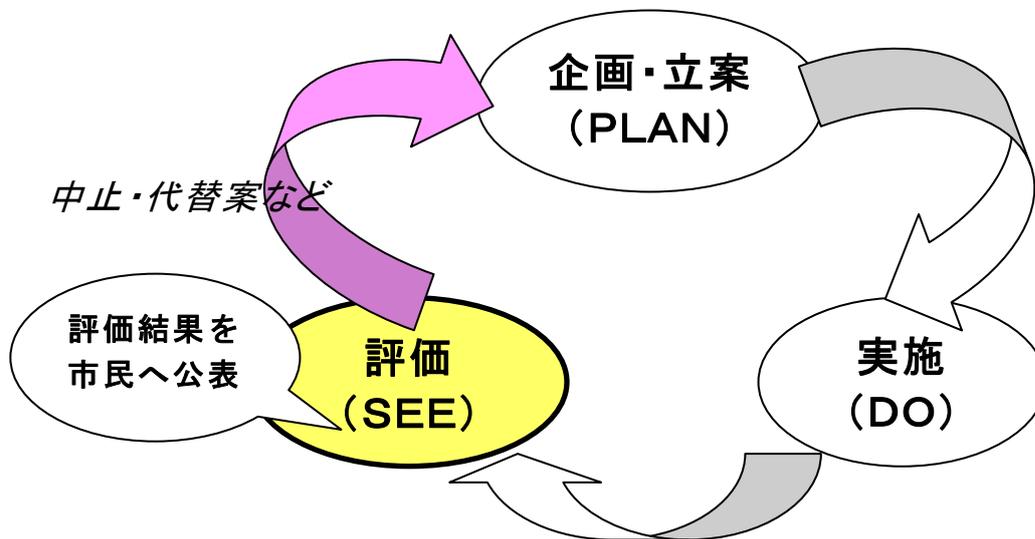
《PLAN》 佐賀市のビジョンである総合計画の施策体系に沿った施策や事務事業の目的・目標を設定し、計画を企画・立案する。

《DO》 目標達成のために、予算と人を活用して効果的・効率的な事業を実施する。

《SEE》 取り組みの結果をきちんと把握したうえで、施策体系に沿った評価を行い、その結果を市民へ公表する。評価結果と市民からの意見を受け、次年度の計画・予算と事業実施に反映させる。

以上のような、「PLAN-DO-SEE」のマネジメントサイクルを市政経営の中に組み込み、目的・成果重視の市政経営を行い、市民満足度の向上を目指す。

～行政評価システムのサイクル～



結果を振り返り、次の企画と実施に反映させる仕組み

(3) 行政評価の体系

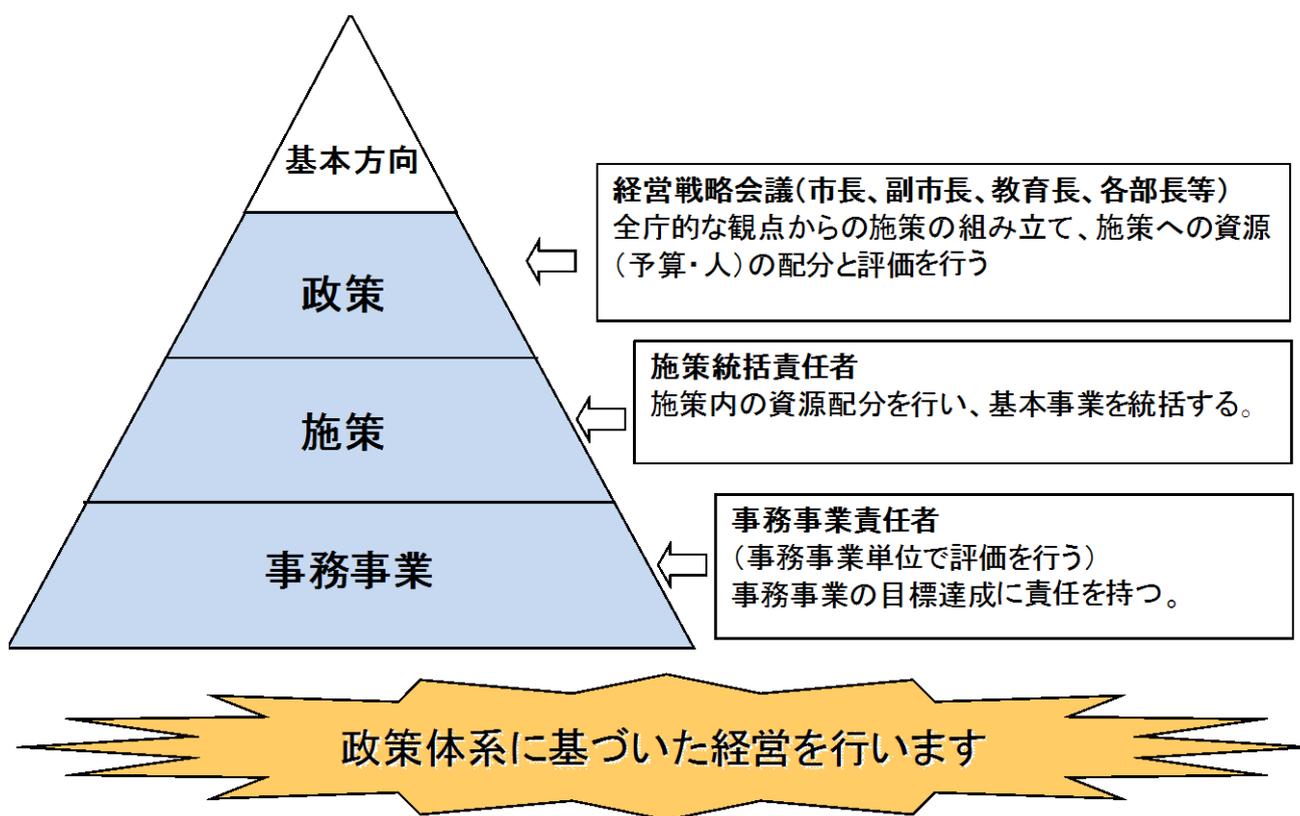
①事務事業評価

市役所が行っている事務事業について、「目的妥当性」、「有効性」、「効率性」、「公平性」の4つの視点から評価し事業の見直しに活かしている。評価結果については公表し、市民からいただく意見をふまえて次の事業計画に活かし、市民と行政が一体となったまちづくりを目指す。

②施策評価

“政策展開の基本方向”の現状把握やまちづくりの達成水準、さらに、市民生活の向上の度合いなどをより広い視点で確認するため、事務事業を包括する施策単位での評価（施策評価）を行い、「佐賀市総合計画」の進捗管理に活用している。

施策評価では、各施策項目の中心となる課長が施策統括責任者となって、関係部署との調整を行い、それぞれの現状や課題を認識し、成果目標の達成具合を確認する。そして、その結果を受け、限られた財源の有効活用を図るとともに、「佐賀市総合計画」の確実な推進を図る。



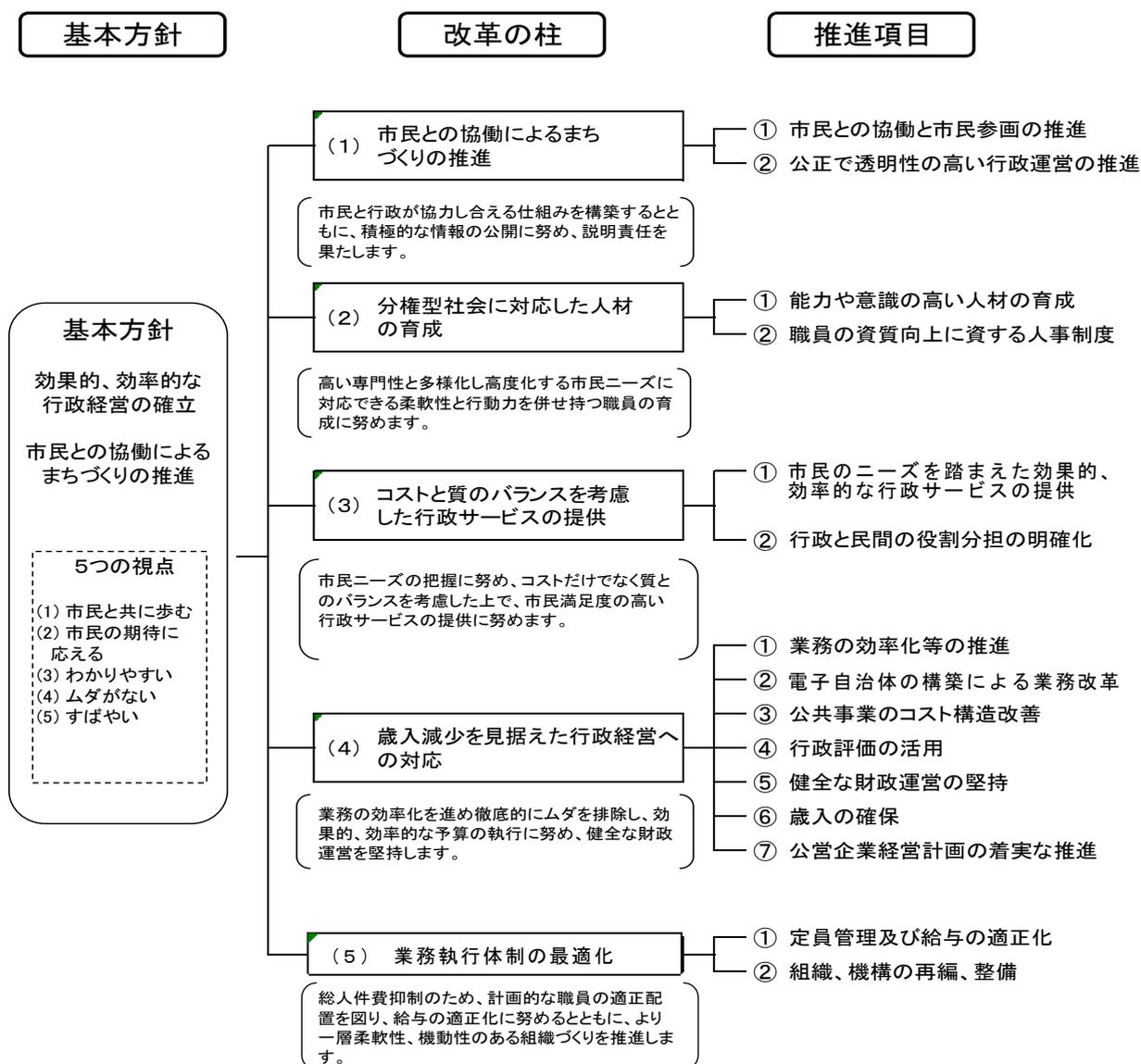
2 行政改革事業 7-1

(1) 第2次行政改革大綱及び行政改革プラン

前・行政改革大綱（実施期間：平成19～23年度）の基本方針を継承しつつ、合併後の市を取り巻く環境の変化を踏まえ、第2次行政改革大綱（実施期間：平成24～26年度、期間を平成27年度まで延長）を策定している。また、その実効性を確保するため、各課が取り組む具体的な実施計画を掲げた行政改革プランを策定し、着実な推進を図っている。

① 第2次行政改革大綱

更なる市民満足度の向上を目指して、民間の経営的な視点に立つ「行政経営」という考えを取り入れた「効果的、効率的な行政経営の確立」と「市民との協働によるまちづくりの推進」を基本方針とし、「市民との協働によるまちづくりの推進」、「分権型社会に対応した人材の育成」、「コストと質のバランスを考慮した行政サービスの提供」、「歳入減少を見据えた行政経営への対応」、「業務執行体制の最適化」を5つの改革の柱としている。



② 行政改革プラン

第2次行政改革大綱の実施計画として、全61項目を掲げている。

実施期間	
◆平成24年度から平成26年度までの3年間 ⇒平成27年度まで延長	
目標・効果	
◆財政上の効果額	10億3,232万円（3年間の累計額）
◆数値目標の設定	34項目／61項目中

(2) 行政改革実績

○ 平成26年度行政改革実績

改革の柱	財政上の累計効果額 ※〔〕内はH26年度実績
(1) 市民との協働によるまちづくりの推進	—〔—〕
(2) 分権型社会に対応した人材の育成	—〔—〕
(3) コストと質のバランスを考慮した行政サービスの提供	1億5,005万円 〔6,977万円〕
(4) 歳入減少を見据えた行政経営への対応	25億3,699万円 〔8億7,259万円〕
(5) 業務執行体制の最適化	5億700万円 〔2,000万円〕
合計	31億9,404万円 〔9億6,236万円〕

※ 行政改革プランの成果

(3) 主な取り組み事例

～行政改革プラン進捗状況報告(平成27年6月報告分)より～

① 市民との協働によるまちづくりの推進

ア 地域コミュニティの推進

平成26年度から全校区でまちづくり協議会に取り組むこととなり、順次設立に向けて活動している。平成27年3月末現在、19校区でまちづくり協議会が設立された。

イ 審議会等への女性委員の参画促進

【女性人材リストの充実】

- ・市報やホームページ等による広報
- ・登録要件の見直し（専門の部と一般の部を設置）

【審議会等の女性委員の登用】

- ・担当課に対する女性委員の積極的な登用を依頼、目標数値42%に満たない場合は事前協議を実施
- ・公募委員への女性の積極的な参画を呼びかけ

【政策参画セミナー開催】

県立男女共同参画センターと共催で女性のための政策参画セミナーを開催

② 分権型社会に対応した人材の育成

ア 職員提案制度の実施

- ・職員に対し提案制度の周知を図り、従来の提案区分に加えて、特定のテーマを4テーマ設定し提案を求めた。
- ・応募件数 26 件のうち 3 件を優秀提案として表彰し、実施の方向で所管課に検討を依頼した。

イ 女性職員の活躍支援の推進

- ・女性職員の意識・意欲向上を図るため、キャリアデザイン研修、ネットワーキング研修及び女性職員対象相談会（さがじょ会）の各種研修を実施し、女性職員の資質向上と組織における女性の活躍を支援した。
- ・女性監督職登用計画の平成 26 年度における監督職の女性比率目標値 21.0%に対して、実績値 15.8%であった。

③ コストと質のバランスを考慮した行政サービスの提供

ア 全庁的業務改善運動（元気 UP! SAGA 運動）の実施

<取組みチーム数と主な内容>

- ・自主的な取組み 7 チーム

緑のカーテン事業、システム操作マニュアルの整備、システム導入による経費削減、土曜窓口当番職員の体制強化、休暇取得促進に向けた取組み、検診後における訪問指導 100%達成に向けた取組みなど

- ・全庁的な取組み 103 チーム

監査指摘事項に対する改善：11、タブレット端末の有効利用：13、5 S 活動の推進：79

イ 学校給食の一部民間委託

給食調理員の退職状況等にあわせ実施予定校を決定。保護者説明会、業者選定委員会を実施し、H27 年 4 月から本庄小学校で一部民間委託による給食運営を開始した。

④ 歳入減少を見据えた行政経営への対応

ア 広告事業の推進

実施可能な広告媒体の検討を行い、新たな広告事業として H26 年度に 4 事業を実施した。

イ 市税収納率の維持・向上

的確で適正な滞納処分（差押・執行停止）の徹底を行い、あわせて口座振替、コンビニ収納の推進を実施した。収納率の向上により 5 億 5,330 万円の増収につながった。

⑤ 業務執行体制の最適化

ア 定員管理の適正化

平成 26 年度 4 月 1 日の職員数が 1,821 名となり、佐賀市定員管理計画の目標を達成した。

イ 人件費の抑制

平成 26 年度に 3 年振りに実施された人事院勧告の影響により、人件費が上昇することとなった。今後も適正な定員管理と労務管理により人件費の縮減に努める。

3 生活バス路線の確保 2-5

市内の交通体系は、山間部の交通空白地帯への対応や子どもの通学時の安全性の確保、加えて人口減少、少子化、高齢化、環境問題等の社会の変化に対応した取り組みが求められる。

平成 24 年 3 月に策定した「佐賀市公共交通ビジョン」に基づき、行政や交通事業者、市民及び利用者等が協調して、多様な形態を検討するとともに、佐賀市が目指すコンパクトなまちづくりを考慮した利便性・効率性の高い公共交通ネットワークの構築を図る。

事業名	内容	平成 26 年度実績	
		系統数又は 路線数	乗客数 (千人)
生活交通路線維持費協調補助	生活に必要な交通手段を確保し、市民福祉の向上を図るため、国補助、県補助対象路線で、補助金受領後の赤字部分を負担する。	11 系統	2,638 (市営バス全体)
赤字路線バス運行委託	地域における生活路線の確保の観点から、交通局の赤字幅の大きい 7 路線を市が交通政策として運行する。	7 路線	
廃止路線代替バス運行費補助	富士町において地域住民の生活に必要なバス路線を維持するため、廃止路線を運行するバス業者に対し、欠損補助を行う。	9 系統	40
都市間バス路線等運行費補助	広域生活圏の機能保持及び市民の移動手段の確保を図るため、都市間バス路線等を運行するバス事業者に対し、関係自治体と協調して欠損補助を行う。	10 路線	959
松梅地区デマンドタクシー運行費補助	大和町松梅地区において、バス路線の廃止に伴う交通空白地域の移動手段を確保するため、デマンドタクシーを運行するタクシー事業者に対し、欠損補助を行う。	1 路線	7
コミュニティバス運行事業	富士地区及び三瀬地区において高齢者、児童など、いわゆる交通弱者の移動手段を確保するため、コミュニティバスを運行する。	11 系統	12

4 男女共同参画 6-4

(1) 佐賀市男女共同参画を推進する条例

佐賀市における男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにし、男女一人ひとりが互いに認め合い、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現をめざし、平成 20 年 4 月 1 日に「佐賀市男女共同参画を推進する条例」を施行。前文と 6 章（全 21 条）から成り、「市」「市民」「事業者」「自治組織等」「教育に携わる者」それぞれの責務と市の基本的施策を定め、積極的に推進していくこととしている。

(2) 第二次佐賀市男女共同参画計画 パートナーシップ 21

「佐賀市男女共同参画を推進する条例」に定める基本計画として、総合的かつ計画的に男女共同参画を推進するため「第二次佐賀市男女共同参画計画 パートナーシップ 21」を策定。「男女共同参画社会の実現」をめざし、次の 5 つの基本方向を掲げて具体的な推進を図っている。

基本方向 I	人権の尊重と男女共同参画の意識づくり
基本方向 II	男女がお互いを認め合う社会づくり
基本方向 III	あらゆる分野への男女共同参画を促す社会づくり
基本方向 IV	男女が共に働きやすい環境づくり
基本方向 V	男女共同参画社会を進める市役所づくり

(3) 佐賀市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画

佐賀市における「男女共同参画社会の実現」を阻んでいる大きな要因であり、かつ重大な人権侵害である配偶者等からの暴力（DV）を防止し、実情を踏まえた被害者支援の取り組みを総合的に推進するため、平成 25 年 3 月に策定。DV に対する市民への啓発や教育を推進するとともに、関係機関と連携を図りながら、DV 被害者の人権を尊重した適切な対応や支援のための施策を実施している。

(4) 男女共同参画社会推進への啓発事業

① パートナーデー推進事業

男女共同参画を身近に感じ理解してもらうために、4 月 14 日を家庭、職場、学校、地域などで日頃お世話になっている人に感謝の気持ちを伝える日 “パートナーデー” として発信している。パートナーデーを市民へ浸透させるため、“もらってうれしい” メッセージカードを配布している。

② 女・男フォーラム等の開催

一般市民の方を対象に男女共同参画に対する理解を深めるため、女・男フォーラムを開催し、記念講演等を実施している。その他公民館等において出前講座を行っている。

③ 情報の発信

市民向けには、男女共同参画に関する情報や啓発記事を掲載した情報誌「ぱすぽーと」を年 2 回発行している。庁内向けには、「男女共同参画課の窓から」を配信し、市職員の

意識啓発を行っている。また、書籍等の貸し出しも行っている。

(5) 男女共同参画に関する調査・促進事業

① 佐賀市男女共同参画審議会

条例に基づき、市民及び学識経験者等の 15 名以内で構成する「佐賀市男女共同参画審議会」を設置しており、男女共同参画推進のための調査や審議を行っている。

② 男女共同参画に関する調査

男女共同参画社会形成の進捗把握の指標として「各種審議会等における女性の参画状況調査」を行っている。また、計画に沿った各課事業の進捗状況について毎年調査を実施している。

【法令に基づく各種審議会・委員会等における女性委員の参画率の推移（％）】

年 度	22	23	24	25	26
参 画 率	37.6	38.3	39.2	40.3	42.8

③ 女性人材リストの拡充と活用

各分野にわたって専門的な知識や技術を有する女性や市政に関心を持つ女性を登録する人材リストを作成し、各種審議会等への委員推薦や公募委員の募集、セミナー講師派遣に活用している。（自薦・他薦 随時受付中）

④ 意識調査の実施

市民の現状や意識を反映した男女共同参画施策展開を行うため、「男女共同参画社会づくりのための佐賀市民意識調査」を実施している。また、職員の男女共同参画意識を把握するため、「男女共同参画に関する佐賀市職員意識調査」を実施している。

⑤ 相談窓口の設置

市が行う施策のうち、男女共同参画の推進を阻害すると思われるものに対する意見や、性別による差別扱いを受けたことに対する相談を受ける窓口を設けている。

5 電子自治体の推進 7-1

以前にも増して情報通信技術（ICT^{※1}）が身近なものとなり、新たな技術や製品、サービスが次々に登場し、短時間で爆発的に普及するなど、市民生活や企業活動を含む社会全体が、その影響を色濃く受け続けている。

こうした流れは、行政サービスのあり方にも大きな変革を迫るものであり、市民の利便性向上のためにICTを積極的かつ効果的に活用するとともに、既存の業務プロセスを見直して、迅速で正確かつ透明性の高いサービスの提供を図っていくなど、実効性のある電子自治体の構築が望まれている。

一方で、コンピューターウイルスの感染や情報漏えい事故など、情報資産に対する脅威は依然大きく、特に昨今では、特定の組織を狙った標的型攻撃が拡大している。万一、個人情報の流出等の情報セキュリティ事故があった場合には、市政に対する市民の信頼を著しく損ねる重大な事態となることから、十分な対策が必要である。

このような社会状況を踏まえ、本市は、一層の市民サービス向上と行政経営の簡素化・効率化を目指して、電子自治体の推進を図るものである。

(1) 国・県の動向

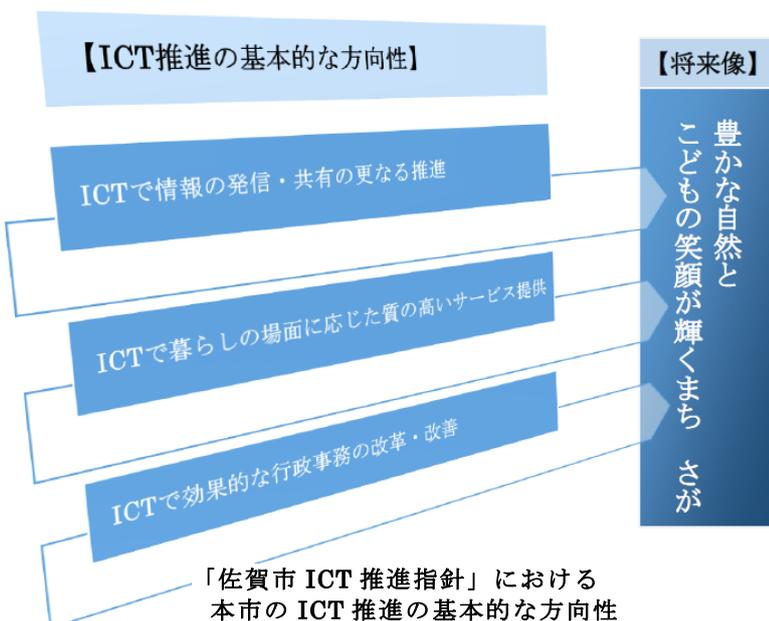
国が定めた「世界最先端IT 国家創造宣言」では、今後5年程度の期間（2020年まで）に、世界最高水準のICT利活用社会を実現して、その成果を国際展開することを目標とし、必要な取組を定めて推進することとしている。

また、佐賀県では、「佐賀県ICT利活用推進計画」を策定し、様々な政策課題の有効な解決ツールとなり得るICTの利活用を促進するための基本的な考え方を示し、具体的な推進項目と取組工程を明らかにしている。

(2) 佐賀市のICT施策の方向性

国・県の政策や本市の「第2次佐賀市総合計画」との整合性を図りつつ、ICTをツールとして有効活用しながら、明確な目標を持って“まちづくり”を進めるため、本市は、平成27年度以降のICT関連施策の基本的な方向性を示す「佐賀市ICT推進指針」を策定した。

これに基づき、「選択と集中」による事業の重点化を図りながら、継続してICTの推進に取り組んでいく。



※1 ICT（情報通信技術）

Information and Communication Technologyの略。情報処理及び情報通信に関する技術の総称であるが、これを利用した機器やサービスを指すこともある。

これとは別に、IT（Information Technology；情報技術）という言葉も使われるが、ICTでは特にコミュニケーションの重要性が加味されている。

6 電算自己処理業務一覧 7-1

(1) 基幹システム業務

課名	電算処理業務	開始年月
市民生活課	住民基本台帳管理	平成2年4月
保険年金課	国民健康保険（資格・賦課・収納・滞納・給付）	平成2年4月
	国民年金	
	福祉年金	
	後期高齢者医療	平成19年12月
市民税課	市県民税（特徴・普徴・年特）	平成2年4月
	軽自動車税	
	法人市民税	
	税証明	
納税課	税収納（普徴・特徴・固定・軽自・年特・たばこ・入湯）	平成2年4月
	税収納（法人）	平成6年4月
資産税課	固定資産税（土地・家屋・償却）	平成3年4月
	都市計画税	
障がい福祉課	障がい医療	平成2年4月
福祉総務課	ひとり親医療	平成4年4月
	乳幼児医療	
	児童手当	
	こども手当	平成22年4月
	臨時給付金	平成26年5月
高齢福祉課	高齢者福祉	平成7年1月
建築住宅課	市営住宅使用料	平成2年4月
上下水道局	下水道受益者負担金	平成3年4月
選挙管理委員会	選挙人名簿	平成2年4月
	国民投票	平成22年5月
農業委員会	農政管理	平成7年4月
農業振興課	農政管理	平成7年4月
保育幼稚園課	保育料	平成23年4月
各課共通	口座	平成2年4月
	住民登録外	
	送付先	
道路管理課	道路占用	平成24年3月
河川砂防課	河川占用	平成24年3月
協働推進課	市民活動応援制度	平成25年6月

(2) その他個別システム業務

開始年月	課 名	電 算 処 理 業 務
平成 7 年 1 月	保護課	生活保護システム
平成 7 年 10 月	建設部	土木積算システム
平成 8 年 5 月	建築指導課	建築確認支援システム
平成 8 年 6 月	図書館	図書館情報システム
平成 8 年 8 月	消防防災課	水防災情報システム
		消防団管理システム
平成 9 年 4 月	情報システム課	財務会計システム
平成 10 年 5 月	保険年金課	国保高額医療費支給システム
平成 10 年 10 月	資産税課	家屋評価システム
平成 12 月 4 月	高齢福祉課	介護保険事務処理システム
平成 12 月 4 月	教育総務課	公立学校施設台帳管理システム
平成 13 年 7 月	選挙管理委員会	期日前・不在者投票システム
平成 13 年 9 月	人事課	人事給与システム
平成 13 年 10 月	市民生活課	戸籍情報システム
平成 14 年 4 月	工業振興課	企業情報検索システム
平成 14 年 4 月	森林整備課	森林施業計画システム
平成 14 年 4 月	森林整備課	造林補助金集計システム
平成 14 年 4 月	市民活動推進課	佐賀市民活動センターホームページ
平成 14 年 4 月	福祉総務課	保健福祉医療総合情報システム
平成 14 年 7 月	富士大和温泉病院	病院総合情報システム
平成 14 年 8 月	市民生活課	住民基本台帳ネットワークシステム
平成 14 年 9 月	秘書課	電子看板システム
平成 16 年 2 月	納税課・保険年金課	滞納整理支援システム
平成 16 年 4 月	行政管理課	行政評価システム
平成 16 年 4 月	情報システム課	市有施設予約システム
平成 16 年 10 月	秘書課	動画配信システム
平成 16 年 10 月	建築住宅課	CADシステム
平成 16 年 12 月	循環型社会推進課	エコプラザホームページ
平成 17 年 3 月	市民生活課	自動交付機
平成 17 年 4 月	学事課	校務支援システム
平成 17 年 7 月	保険年金課	国保情報データベースシステム
平成 17 年 9 月	南部建設事務所	地籍調査事務支援システム
平成 17 年 10 月	消防防災課	緊急通報システム
平成 17 年 10 月	建築住宅課	公営住宅管理システム
平成 18 年 2 月	環境課	畜犬管理システム
平成 18 年 4 月	総務法制課	例規執務サポートシステム
		会議録検索システム
		現行法令Webシステム
平成 18 年 4 月	契約検査課	電子入札システム
平成 18 年 4 月	情報システム課	ホームページ管理システム
平成 18 年 4 月	上下水道局	下水道受益者分担金管理システム
平成 18 年 4 月	久保田支所	下水道使用料システム

開始年月	課 名	電 算 処 理 業 務
平成 18 年 6 月	建築指導課	建築行政情報管理システム
平成 18 年 6 月	障がい福祉課	障害程度区分訪問調査支援システム
平成 18 年 9 月	学校教育課	学校図書館情報ネットワークシステム
平成 19 年 4 月	情報システム課	統合 G I S (地理情報システム)
平成 19 年 4 月	富士大和温泉病院	健康管理システム
平成 19 年 8 月	富士大和温泉病院	薬品在庫管理システム
平成 19 年 9 月	市民税課	課税資料原票管理システム
平成 19 年 9 月	保険年金課	後期高齢者医療広域連合電算処理システム
平成 20 年 3 月	富士大和温泉病院	財務会計システム
平成 20 年 4 月	森林整備課	森林土木積算システム
平成 20 年 8 月	資産税課	固定資産評価システム
平成 20 年 4 月	保険年金課	特定健診等データ管理システム
平成 20 年 8 月	農業振興課	水田情報管理システム
平成 20 年 9 月	議会事務局	会議録作成支援システム
平成 20 年 9 月	こども家庭課	放課後児童クラブシステム
平成 20 年 10 月	保険年金課・健康づくり課	健診保健指導システム
平成 20 年 11 月	市民税課	e L T A X
平成 21 年 1 月	上下水道局	設計積算 C A D システム
平成 21 年 3 月	総務法制課	統計調査支援システム
平成 21 年 3 月	福祉総務課	地域福祉支援システム
平成 21 年 3 月	学事課	学齢簿・就学援助システム
平成 21 年 6 月	学事課	教職員用コンピュータシステム
平成 21 年 6 月	学事課	学校情報携帯メール配信システム
平成 21 年 10 月	保険年金課	退職者振替支援システム
平成 22 年 4 月	都市政策課外 26 課	公共工事設計積算システム
平成 22 年 4 月	道路管理課	道路台帳管理システム
平成 22 年 4 月	文化振興課	地域資源データベース
平成 22 年 4 月	上下水道局	浄化槽使用料システム
平成 22 年 7 月	学事課	給食費管理システム
平成 23 年 4 月	保護課	生活保護等版レセプト管理システム
平成 24 年 3 月	消防防災課	被災者支援システム
平成 24 年 3 月	健康づくり課	栄養指導管理システム
平成 24 年 10 月	学事課	校納金徴収システム
平成 24 年 11 月	健康づくり課	メンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」
平成 25 年 3 月	緑化推進課	公園施設管理システム
平成 25 年 6 月	消防防災課	防災総合システム
平成 26 年 1 月	市民税課	市民税額シミュレーションシステム
平成 26 年 6 月	議会事務局	佐賀市議会ホームページ
平成 26 年 12 月	森林整備課	森林 G I S

※ 同一システムについて、部署によって導入年が異なるものは、最初の開始年月で掲載しています。

7 世界遺産登録推進事業 5-6

平成 21 年 1 月 5 日に世界遺産暫定一覧表に記載された「九州・山口の近代化産業遺産群」は、平成 25 年 9 月 17 日に日本政府により国内推薦案件として選定され、平成 26 年 1 月 29 日に「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」として、ユネスコへ推薦書（正式版）が提出された。その後、ユネスコの諮問機関である国際記念物遺跡会議（通称イコモス）による三重津海軍所跡の現地調査が平成 26 年 10 月 3 日に行われ、平成 27 年 5 月 4 日にはイコモスによる世界遺産一覧表への記載勧告が出された。そして、平成 27 年 7 月 8 日にドイツで行われた世界遺産委員会において、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」にタイトルを変更した上で、世界遺産一覧表へ正式に記載された。

この「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産の 1 つが佐賀市の「三重津海軍所跡」である。

本市は、構成資産の所在する 8 県 11 市で構成する「『九州・山口の近代化産業遺産群』世界遺産登録推進協議会」に平成 21 年度に加盟し、世界遺産への登録推進や保全・活用のための事業を行っている。

世界遺産の保全・活用にあたっては、その歴史遺産に対する市民の保存・継承への理解と継続的な保全活動への参加が不可欠であり、市民団体や企業等との協働体制のもと、広報活動や講演会並びに関連イベントの開催などによる情報提供・交換を行い、市民における機運の醸成を図っている。

また、平成 26 年 12 月には、三重津海軍所跡の資産概要や価値をわかりやすく伝達するため、佐野常民記念館 3 階に「三重津海軍所跡インフォメーションコーナー」を整備した。

さらに、三重津海軍所跡の内容解明と価値付けのための調査・研究を行うとともに、資産の保全や価値の伝達についての措置を図っていく。